

カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成31年4月10日～令和元年5月9日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>許容摂取量等設定にあたり、安全係数100で除しているのを見えますが、薄まっていますが生き物を殺すものであることに変わりありません。また許容量の基準となった数字は「ヒト」ではない動物での実験からもたらされたもの。そんな数字で使用を認められては困ります。かといってヒトで実験をすべきというつもりはありませんが、既に多量の農薬(平成25年で800超)、添加物(平成30年7月で455)、遺伝子組換え物質(平成31年1月で食品等320品目、添加物40品目)が認められている日本でヒトで試験をしているのではないかと疑われる状態です。</p> <p>日本での残留農薬が認められている最新の数字と諸外国で認められている数字を明らかにしてください。</p> <p>また100の安全係数で除しているから等の理由で各種残留農薬、添加物、遺伝子組換え品目の複合影響を検証しないのもリスクが高いと考えられます。複合影響が検証不要の理由として別のパブコメ回答で挙げられている「FAO/WHOでは、1ADIを設定する際に用いられる100倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されているこ</p>	<p>一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数100で除して決めています。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定したADI及びARfDに基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、残留した本剤の食品を介した安全性は担保されると考えます。</p> <p>複合影響については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものではなく、基礎的な検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>また、お問い合わせの複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響については、“Pesticide Residues in Food - 1996. Report Sponsored Jointly by FAO and WHO. 2.General considerations, 2.7 Interactions of pesticides”に記載があります。</p> <p>人体や環境への影響を踏まえた農薬等の禁止に関するご意見については、農林水産省、厚生労働省及び環境省へ情報提供させていただきます。</p> <p>また、農薬の登録状況等の農薬取締法</p>

<p>と、2相互作用については、農薬や添加物だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組合せは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬等の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はない、とされています。」はいつどの文書で示されたのか、また原文もお教えください。</p> <p>それほど基準値が万全とおっしゃるなら、委員の皆様、御担当の方には是非とも全ての添加物、農薬の上限値あるいは遺伝子組換え食品を毎日摂取して頂き、その安全性を示して頂きたく存じます。</p>	<p>に基づくリスク管理については農林水産省、食品添加物、遺伝子組換え食品、食品中の残留農薬等の食品衛生法に基づくリスク管理については厚生労働省にお問い合わせください。</p>
--	--

※頂いたものをそのまま掲載しています。